

基礎疾患のある方の定義は、国から次のように示されています。

基礎疾患のある方は、事前にかかりつけ医にご相談のうえ、ワクチン接種を受けるかどうかお決めください。

また、基礎疾患の確認は、予診票による本人の自己申告と接種前の予診で行う予定です。診断書等の提出は必要ございません。

(1) 次の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
 - ②慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - ③慢性の腎臓病
 - ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
 - ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ⑪染色体異常
 - ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ⑬睡眠時無呼吸症候群
 - ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- ※佐倉市においては、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方は対象といたします。

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※BMI 30の目安：身長 170 cmで体重約 87 kg、
身長 160 cmで体重約 77 kg。

※BMI＝体重（キログラム）÷身長（m）÷身長（m）